武豊町一般不妊治療費等助成制度を紹介します

不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。

問合せ　保健センター ☎ 72 - 2500

対象となる検査・治療

不妊検査・不妊治療
（体外受精および顕微授精等の特定不妊治療は除く）

対象となる人

次の条件のすべてを満たすご夫婦
1. 婚姻の届出をした夫婦
2. 助成金の申請時に夫婦のいずれか一方または、両方が武豊町に住民登録していること
3. 医療保険各法による被保険者または被扶養者

助成金額

限度額：５万円／年度
- １夫婦につき、年度（３月診療分から翌年２月診療分）ごとに、不妊検査・不妊治療に要した費用の合計を助成します
- １夫婦につき、合計５年度分まで助成します

申請手続

助成金の申請は年度に１回
- 年度内（３月診療分から翌年２月診療分）に要した治療費等について、当該年度の３月10日までに申請してください。
  ※検査・治療が終了した時点で申請できます
- 申請は夫婦のうち、どちらか一方でまとめて申請してください

申込み先

保健センター　８：30 ～ 17：15
※土・日曜日、祝日、年末年始（12/29 ～ 1/3）は除く

申請に必要なもの

1. 不妊治療費等助成金交付申請書（様式第１号）
2. 不妊治療費等助成事業受診等証明書（様式第２号）
3. 不妊治療等に要した費用の領収書（原本）
4. 不妊治療費等助成事業に関する同意書（様式第３号）
5. 夫婦の印鑑
6. 夫婦の健康保険証
7. 申請者の運転免許証等（本人確認ができるもの）

※次に該当する場合は、下記書類も必ず添付してください
①夫婦のいずれか一方が武豊町外に住民登録があり、かつ本籍が武豊町外の人
：戸籍謄本
②令和２年１月１日に武豊町に住民登録のない人
：所得証明書

※様式第１～３号は保健センターで受取るか、町ホームページからダウンロードできます。また右記ＱＲコードからもアクセスできます

その他

- 町では、助成要件に所得制限を設けていません。ただし、本事業は県の補助制度（所得制限有り）を受けて実施するため、所得確認をさせていただきます
- 体外受精、顕微授精等の特定不妊治療については、半田保健所（☎ 21-3341）へご相談ください
- 不育症については愛知県不妊・不育相談センター（☎ 052-741-7830）へご相談ください